

困窮者の減税 要望相次ぐ

22年度税制改正 特例貸し付けなど

2022年度の税制改正

に関する各省市からの要望が8月末に締め切られ、コロナ禍で影響を受けた個人や事業者の負担を軽くする減税要望が相次いだ。政権が成長戦略として位置づける脱炭素化やデジタル化を促す要望も目立った。

厚生労働省は、コロナ禍

に苦しむ生活困窮者向けの「緊急小口資金」の特例貸し付けに関する非課税措置を求めた。21年度か22年度の住民税が非課税の低所得世帯は返済免除されることになっているが、免除額が年間50万円を超えると、超過分が一時的な収入とみなされ、課税対象になる。これが生活再建の妨げになりかねないとして、非課税に

するよう要望した。

国土交通省は、乗客が激減している航空業界の支援策として、航空機燃料税の

軽減措置の延長を要望。21

年度は1年間の特例として、税負担が半分にされており、これを続けるよう求

めたものだ。

固定資産税でも、21年度はすべての土地の税額が20年度より増えないようにされており、この軽減措置の継続も求めた。

成長戦略の関連では、環境省が地球温暖化対策として二酸化炭素(CO₂)の排出量に応じて税金をかける「炭素税」の本格導入な

どを要求。総務省や経済産

業省は、高速通信規格「5G」の通信網整備を促す減税が来年3月末に期限を迎えるため、延長を求めた。

税制改正は例年、11、12月に与党の税制調査会で議論を重ね、内容を固める。今年は今国会選後に議論が本格化する見通しだ。

(吉田貴司)